

平成25年度第1回愛知県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

1. 開催日時

平成25年7月10日（水） 午前10時30分から正午まで

2. 場 所

愛知県自治センター 6階 I会議室

3. 議 事

(1) 開会

(2) 議 題

ア 平成24年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業） 及び補助金活用事業について

資料1-1、1-2及び1-3に基づき、事務局より平成24年度地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）及び補助金活用事業について説明した。

質疑応答

発言者	発言概要
座長	県農林水産部が実施する海岸漂着物の回収・処理は、どの海岸で行うのか。
事務局	田原市の渥美地区で行うこととしている。
座長	河川で海岸漂着物の発生抑制対策調査を行うこととしているが、海岸では行わないのか。
事務局	海岸漂着物に関する課題は、県内全域の課題として捉え、全域の状況を把握することを趣旨としているため、河川で調査を行うこととしている。
座長	海岸漂着物は県外由来のものもあることを考えると、海岸で調査を行い、その原因を探ることも必要ではないか。
事務局	矢作川流域圏懇談会の海部会では、川の調査を行うとともに、三河湾の海岸の調査を行うこととしている。矢作川流域圏懇談会と連携して、調査結果を共有していきたい。 他地域の海岸の調査についても、御意見を踏まえ検討する。

イ 愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の見直しについて

資料 2-1 及び 2-2 に基づき、事務局より愛知県海岸漂着物対策推進地域計画の概要と見直しに関して説明した。

また、資料 2-3 に基づき西尾市が、資料 2-4 に基づき常滑市が、それぞれの海岸の状況について説明した。

質疑応答

発言者	発言概要
資源循環推進監	常滑市の鬼崎地区や大谷地区について、漁港以外の利用状況を教えていただきたい。
常滑市	共に海苔の養殖が盛んなところであり、漂着物が海苔の養殖に影響を与えることがある。 また、鬼崎地区はハマヒルガオの群生地となっているなど、自然的な要素もある。
蒲郡市 530 運動推進協議会	常滑市で海岸漂着物の野焼きに関する苦情に関する説明があったが、野焼きはやはり禁止された行為なのか。
事務局	廃棄物処理法上、野焼きは原則禁止されている。海岸漂着物は一般廃棄物に当たるので、市町村の廃棄物担当に海岸漂着物の処理の受入について相談していただきたい。

ウ 愛知県海岸漂着物対策推進協議会設置要領の改正について

資料 3 に基づき、事務局より愛知県海岸漂着物対策推進協議会の設置要領の改正案を説明し、了承を得た。

エ 今後のスケジュールについて

資料 4 に基づき、事務局より今後のスケジュールについて説明した。

質疑応答

発言者	発言概要
資源循環推進監	議題 1 で座長から指摘のあった海岸における調査について、市町村等が行う海岸漂着物の回収・処理事業の結果を活用することはできないか。
事務局	負担のない範囲で品目別の集計をできないか、市町村に相談する。
田原市	県が行う河川調査について、市町村にも応援の協力依頼がくることになるのか。
事務局	民間業者への委託により行うこととしている。

発言者	発言概要
座長	市町村補助事業の中に発生抑制対策事業があるが、具体的内容は何か。
事務局	市町村が行う発生抑制対策事業も補助の対象としている。平成 25 年度においては岡崎市が河川や道路におけるボランティア清掃を通じて、海岸漂着物の発生抑制に取り組むこととしている。

オ 平成 24 年度海岸漂着物調査結果について

資料 5 に基づき、事務局より平成 24 年度に実施した海岸漂着物調査結果について説明した。

質疑応答

発言者	発言概要
座長	河川ごみの発生原因について、ポイ捨てに焦点を当てているが、他の発生原因があるのではないか。近隣のゴミ箱に起因するものなども考えられる。 発生抑制対策として、啓発だけではなく、発生原因を考え、幅広く考えてはどうか。
事務局	ごみの種類やごみが多くあった箇所の状況などを確認し、ポイ捨て以外の発生原因の可能性について留意する。

カ その他

事務局から、環境省が作成した海岸清掃事業マニュアルについて情報を提供し、清掃事業実施の参考にしていただきたい旨を説明した。

3 閉 会